

令和5年3月

乙訓環境衛生組合第1回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会令和5年第1回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について	4
	監査報告第2号 随時監査（工事監査）の結果報告について	4
○日程 5	第1号議案 乙訓環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	4
○日程 6	第2号議案 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	5
○日程 7	第3号議案 令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）について	7
○日程 8	第4号議案 令和5年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について	9
○日程 9	第5号議案 乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	30
○閉会	32

乙訓環境衛生組合議会令和5年第1回定例会

議事日程第1号

令和5年3月27日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	佐藤新一議員	飛鳥井佳子議員
	太田秀明議員	
長岡京市	田村直義議員	富田達也議員
	小原明大議員	
大山崎町	堀内古比呂議員	山中一成議員
	徳本修司議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 水田 将史 主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(9名)

前川 光	管理者(大山崎町長)
中小路 健吾	副管理者(長岡京市長)
安田 守	副管理者(向日市長)
山田 勝吉	監査委員
河野 一武	事務局 長
北村 光子	会計 管理 者
古賀 一徳	総務 課 長
服部 潤	施設 業務 課 長
藪下 郁夫	政策 推進 課 長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定
日程 3	管理者の諸報告
日程 4	監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について

		監査報告第2号	随時監査（工事監査）の結果報告について
日程 5	第1号議案		乙訓環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程 6	第2号議案		個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程 7	第3号議案		令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）について
日程 8	第4号議案		令和5年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について
日程 9	第5号議案		乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○会議録署名議員

向日市 飛鳥井 佳子 議員
 大山崎町 徳本 修司 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○田村直義議長 皆さん、おはようございます。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会令和5年第1回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、中小路副管理者から発言の申出がございますので、これを許可します。

中小路副管理者。

○中小路健吾副管理者 おはようございます。貴重なお時間をいただきまして恐縮でございますけれども、議長のお許しをいただきましたので、副管理者就任にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る1月に行われました長岡京市長選挙におきまして、引き続き3期目の市長を担わせていただくことになりました。この乙訓環境衛生組合におきましても、引き続き副管理者を拝命いたしましたので、是非議員の皆様方には引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれどもご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○田村直義議長 それでは、日程に入ります。

日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、飛鳥井佳子議員、徳本修司議員の両議員を指名いたします。

○

○田村直義議長 次に日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

○田村直義議長 次に日程3、「管理者の諸報告」であります。

前川管理者。

○前川 光管理者 皆様、おはようございます。本日、ここに乙訓環境衛生組合議会令和5年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

それでは、管理者諸報告を申し上げます。

初めに、年末年始の廃棄物受入状況についてであります。

令和4年度の年末年始における可燃ごみの搬入量につきましては、関係市町の年末特別収集日である12月29日及び30日の2日間で約320トン、また、年始の定期収集開始となります1月5日及び6日の2日間で約520トン、これら4日間を合計いたしますと約840トンが搬入されました。

また、前年度の年末年始と比較いたしますと、家庭系の収集ごみで約65トン増加いたしました。年末年始の可燃ごみ搬入量は、通常時と比べて約1.5倍に増加いたしますが、ごみ処理施設の連続運転を継続し、一時的に増大する廃棄物の受入れに支障を来すことなく、集中して排出される廃棄物の適正かつ円滑な処理に努めました。

次に、ごみ処理施設での火災の発生についてであります。

本年1月12日午前11時16分頃、ごみ処理施設ごみピット内において火災が発生いたしました。幸い火災は小さく、迅速な自衛消防活動により速やかに鎮火し、職員や委託業者従業員等に被害はございませんでした。また、廃棄物の受入れに関しましても施設の損害もなく、火災発生から消火活動終了まで午前中の受入れは停止いたしました。午後からは通常どおりの受入体制に復旧いたしました。今回の火災では、調査の結果、原因の特定はできませんでしたが、リサイクルプラザでの破碎選別後の可燃物の中にリチウムイオンバッテリー等が混入していた可能性が考えられるため、リサイクルプラザでの破碎ごみの不適合物除去確認作業の強化を図るとともに、関係市町と連携し、適正な分別の周知徹底に努めて参ります。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○田村直義議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○田村直義議長 次に日程4、監査報告第1号「例月出納検査の結果報告」について及び監査報告第2号「随時監査（工事監査）の結果報告」についてであります。監査委員の報告を求めます。

山田監査委員。

○山田勝吉監査委員 おはようございます。それでは、最初に例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に随時監査（工事監査）の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、令和5年1月26日に随時監査を実施いたしました。随時監査は、施設業務課所管の焼却炉定期補修工事に係る工事監査を公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を得て実施いたしました。

監査の結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりでございます。

以上、例月出納検査及び随時監査（工事監査）の結果報告といたします。

○田村直義議長 以上で、例月出納検査の結果報告及び随時監査（工事監査）の結果報告を終わります。

○

○田村直義議長 次に日程5、第1号議案「乙訓環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程5、第1号議案「乙訓環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」その提案理由をご説明申し上げます。

行政の分野においてデータの利活用を進め、社会課題の解決に活かすために、デジタル化を進めることを目的にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、個人情報の保護に関する法律が改正されました。

現在、本組合の個人情報保護制度は、乙訓環境衛生組合個人情報保護条例により運用しておりますが、令和5年4月1日から改正後の個人情報保護に関する法律によりまして、全国的な共通ルールによる運用となり、その全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することになります。

今回制定いたします条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関して、各地方公

共団体の条例において規定することとされている事項について定めるものであります。

また、附則におきまして、乙訓環境衛生組合個人情報保護条例を廃止し、経過措置を定めるものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

小原議員。

○小原明大議員 ただいま議題となっております第1号議案、乙訓環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の討論を行います。

この条例案は、国のデジタル化で個人情報保護法制が解約されたもとで、それまで自治体がそれぞれ独自につくっていた個人情報保護制度をリセットして、全国共通とするためのものです。また、法の内容は個人情報を保護するものから活用するものへと考え方を変えるものです。

自治体を持つ個人情報は、法権力を行使して取得をされたり、申請や届出等に伴い義務として提出されたりするものがほとんどです。だからこそ、自治体は民間よりも厳格に個人情報の保護に努めてこられたのではないのでしょうか。それを匿名にして加工するとはいえ民間に提供する。また、人権を擁護するために自治体が独自につくってきたルールを国が一律に廃止をさせる。それは、基本的人権の擁護という点からも地方自治という点からも問題があると考えますので、反対討論というふうにさせていただきます。

以上です。

○田村直義議長 他、ございませんか。

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第1号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

賛成多数。よって、第1号議案「乙訓環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

○

○田村直義議長 次に日程6、第2号議案「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴

う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは日程6、第2号議案「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」その提案理由のご説明を申し上げます。

先に議決されました第1号議案において、乙訓環境衛生組合個人情報保護条例が廃止されたところであります。これに伴いまして、乙訓環境衛生組合個人情報保護条例を引用する条例を改正しようとするものであります。

それでは、条例の改正内容について順次ご説明を申し上げます。

まず、第1条では、乙訓環境衛生組合情報公開条例において、審査会及び審議会への諮問について明文化するものであります。

次に、第2条では、乙訓環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例において、条例の引用規定を法律に改めるものであります。

最後に、第3条では、乙訓環境衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例において、審議会の所掌事務を具体的に明文化するものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

小原議員。

○小原明大議員 すみません。反対討論を求めているところ、反対でないことを言うんですけれども。

○田村直義議長 賛成討論。

○小原明大議員 どちらでもないんです。一言述べさせてください。

○田村直義議長 じゃあ、どうぞ。

○小原明大議員 申し訳ありません。

ただいま議題となっております2号議案なんですけれども、二市一町で同様の議案がそれぞれ出されたところなんですけれども、日本共産党としてそれぞれ独自に判断をさせていただいたところですので、今回、態度を留保させていただきたいと思っております。反対・賛成という枠の中にはまらないことを言って申し訳ないんですけれども、一言述べさせていただきます。

以上です。

○田村直義議長 他、ございますか。よろしいですか。

では、もう一度反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

(佐藤新一議員、小原明大議員、堀内古比呂議員 退席)

ここで、佐藤新一議員、小原明大議員及び堀内古比呂議員から、本件について留保する旨の発言はないのですが、態度を示されましたので退席されました。

第2号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第2号議案「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

○

○田村直義議長 次に日程7、第3号議案「令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは日程7、第3号議案「令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)について」のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億2,640万5,000円とするものであります。

それでは、補正予算書5ページの歳入からご説明申し上げます。

まず款2、使用料及び手数料、項2、手数料では、事業系一般廃棄物の搬入量の減少により、ごみ処理手数料で197万9,000円を減額補正するものであります。

次に款3、財産収入、項2、財産売払収入では、リサイクルプラザで回収した金属類の売却に係ります有価物売払代金で88万6,000円を、また再生自転車・再生家具に係ります再生品売払代金で、1万3,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

次に款6、諸収入、項2、雑入では、可燃ごみ搬入量の減少に伴い、焼却炉の複炉運転日数が減少したことから、余剰電力売却料で290万9,000円を、また、国が行う「令和4年度電気利用効率化促進対策事業」を活用し、小売電気事業者が実施いたします、電力需給が厳しくなる冬場に一定の節電行動を求める「節電プログラム」へ参加いたしましたことから、その参加特典であります「電気利用効率化対策事業補助金」20万円をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、補正予算書6ページからの歳出についてご説明申し上げます。

まず款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、令和4年10月以降の電力購入単価が見込みを下回りましたことから、10節、需用費で34万1,000円を、また半導体不足の影響に伴うエレベーター交換予定部品の減による減額分として12節、委託料で30万円を減額し、これらを合わせまして64万1,000円を減額補正するものであります。

次に目5、基金費では、今回の補正による歳入の増額分23万1,000円及び歳出の減額分1,274万5,000円を合わせまして、1,297万6,000円を財政調整基金積立金で増額補正するものであります。

次に款3、衛生費、項1、清掃費、目2、ごみ処理費では、電力購入単価の減によるほか、可燃ごみの減少により焼却炉の複炉運転日数が減少し、電力購入量が見込みを下回ったことから10節、需要費で129万5,000円を、また総務費と同様12節、委託料で17万4,000円を減額し、これらを合わせまして146万9,000円を減額補正するものであります。

次に目3、し尿処理費では、電力購入単価の減によりまして10節、需用費で76万9,000円を、また目4、埋立地管理費におきましても同様に10節、需用費で51万3,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

次に目5、リサイクルプラザ費では、目2、ごみ処理費と同様に10節、需用費では25万2,000円を、また12節、委託料では、家具工房の委託業務日数の減及びエレベーター交換予定部品の減による減額分として110万円を減額し、これらを合わせまして135万2,000円を減額補正するものであります。

次に目6、ストックヤード管理費では、電力購入単価の減によりまして10節、需用費で42万3,000円を減額補正するものであります。

次に款4、事業費、項1、事業費、目2、埋立処分事業費では、焼却対象ごみの減少に伴い、大阪湾フェニックス処分場への焼却灰の搬入量及び処分量が減少したこと等によりまして、12節、委託料で698万3,000円、18節、負担金、補助及び交付金で59万5,000円をそれぞれ減額し、これらを合わせまして757万8,000円を減額補正するものであります。

以上で、令和4年度乙訓環境衛生組一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がりましたが、本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

小原議員。

○小原明大議員 たしか、以前の補正予算のときに3,000万か、光熱水費の増額だったと思うんですけども、今回の減額がありまして、当初予算と比べて、これで年度終わりまでこの額でいけるのだろうかと思うんですけども、当初予算と比べて増額幅が結局

どのぐらいになるのでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 令和4年度の当初予算と比べまして、全ての施設、全ての電力料金に対しまして2, 256万円の増額というような状況でございます。

○田村直義議長 よろしいですか。

他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第3号議案「令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)について」は、原案どおり可決されました。

○

○田村直義議長 次に日程8、第4号議案「令和5年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程8、第4号議案「令和5年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について」のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響、社会保障関連経費や公債費の増加等に加えて公共施設の老朽化対策等の課題に対応するため、関係市町の財政運営は依然厳しい状況が続いているとされております。

本組合の令和5年度予算編成にあたりましては、各施設の計画的かつ効率的な稼働を継続するとともに、本組合の使命である「安全・安定した廃棄物処理」を推進することはもとより、各施設のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減にも積極的に取り組み、費用対効果についても検証の上、限られた財源の中でより効率的かつ効果的な廃棄物処理と財政運営の健全化に取り組み、令和5年度の当初予算規模は総額15億8,940万6,000円となり、前年度と比較いたしますと1億911万6,000円、率にして7.4%の増となっております。

それでは歳出の主なものから、その内容についてご説明を申し上げます。

まず総務費では、ごみ減量、リサイクルの推進や地球温暖化対策等の情報発信や環境教育について、ホームページの更新、広報紙及び小学4年生を対象とした啓発のリーフ

レットの印刷や外部啓発活動等の経費のほか、年間を通じた業務を効率的かつ適正に遂行するための庁舎機能の維持管理経費や、各種システムの保守管理経費、費用等にかかる経費、その他特別職、一般職の人員費等を合わせて1億6,581万3,000円を計上いたしました。

次に、衛生費におきましては、各施設の環境対策に万全を期し、搬入廃棄物の処理を適正に行うための各処理施設の運転維持管理経費を中心に、体験型の各種工芸教室の開催、自転車・家具の再生やオンラインでのリサイクルフェア開催に係る経費や人員費等を合わせ、7億5,305万3,000円を計上いたしました。

次に、事業費におきましては、安全・安定した廃棄物処理を継続維持するための各処理施設の補修経費のほか、勝竜寺埋立地の延命を図るため、年間約5,282トンの焼却灰の大阪湾フェニックス処分場への搬入及び委託処分経費等を合わせ3億3,663万5,000円を計上いたしました。

次に、公債費におきましては、政府債11件、縁故債2件、計13件の元利償還金を合わせ3億2,820万4,000円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

分担金及び負担金では、市町分担金として12億8,751万2,000円を計上いたしました。

次に、使用料及び手数料では、事業系一般廃棄物に係りますごみ処理手数料等で1億6,914万1,000円を計上いたしました。

次に、財産収入では、各資源化施設で選別回収いたしました金属類やペットボトルなどの有価物売却代金等で6,913万4,000円を計上いたしました。

次に、繰入金では、財政調整基金からの繰入金として3,760万円を計上いたしました。

次に、諸収入では、工芸教室の参加料や余剰電力売却料等で2,401万8,000円を計上いたしました。

以上、令和5年度当初予算の概要とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後、事務局長から説明いたします。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 それでは、私から令和5年度乙訓環境衛生組合一般会計予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。歳入歳出事項別明細書に基づき、ご説明を申し上げます。

まず、歳出についてでございます。

予算書9ページをお開き願います。

説明欄に、事業ごとに経費を記載しておりますので、順次ご覧いただければと思います。

款1、議会費では、議会運営事業として組合議会議員報酬、議会開会及び議員視察研修に要する経費といたしまして170万1,000円を計上し、前年度比較13.3%、20万円の増となっております。

次に、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、予算書9ページの職員人件費から13ページの政策推進事業までの8事業に要する経費といたしまして1億6,401万4,000円を計上し、前年度比較0.5%、87万6,000円の増となっております。増となりました主な要因は、庁舎管理事業における電力単価の高騰による光熱水費、電算システム管理事業におけるインボイス制度対応への財務会計システム改修委託、情報管理事業におけるパソコン、コピー機のリース更新により、機器使用料が増となったことによるものでございます。

次に、13ページから15ページを順次お開き願います。

目2、会計管理費では、事務消耗品の購入及び会計伝票の印刷等の経費10万6,000円を計上しております。目3、財産管理費では、組合財産の管理を行う経費として127万4,000円を計上し、前年度比較7.4%、8万8,000円の増となっております。

続きまして、目4、公平委員会費では、委員報酬及び消耗品にかかる経費5万円を、目5、基金費では、基金運用事業として財政調整基金利子積立金2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、項2、監査委員費、目1、監査委員費では委員報酬及び消耗品、工事技術調査委託に要する経費36万7,000円を計上するもので、款2、総務費全体といたしましては1億6,581万3,000円の計上となっております。

15ページをお開き願います。

次に、款3、衛生費、項1、清掃費、目1、清掃総務費では、予算書15ページ、職員人件費及び清掃総務管理事業に要する経費として9,499万5,000円を計上し、前年度比較5.0%、497万5,000円の減となっております。その主な要因は、定年退職により支給対象職員が減少することによるものでございます。

次に、目2、ごみ処理費では、予算書16、17ページのごみ処理施設運転管理事業及び公害健康被害補償事業に要する経費とし3億9,173万9,000円を計上し、前年度比較19.6%、6,421万4,000円の増となっております。増となりました主な要因は、電力単価の高騰による光熱水費の増、インボイス制度対応への計量システム改修委託料等によるものでございます。

次に、目3、し尿処理費では、予算書17、18ページのし尿処理施設運転管理事業及び下水道投入事業に要する経費として2,442万9,000円を計上し、前年度比較0.3%、7万1,000円の減となっております。減となりました主な要因は、工事項目の減少によるものでございます。

次に、目4、埋立地管理費では、予算書18ページの埋立地施設運転管理事業に要す

る経費として1,511万5,000円を計上し、前年度比較46.7%、481万4,000円の増となっております。増となりました主な要因は、光熱水費及び工事請負費の増によるものでございます。

次に、目5、リサイクルプラザ費では、予算書18、19ページのリサイクルプラザ運転管理事業、再生工房事業及びリサイクルプラザ棟管理事業に要する経費として1億6,386万1,000円を計上し、前年度比較3.0%、472万4,000円の増となり、その主な要因は光熱水費の増加によるものでございます。

次に、目6、ストックヤード管理費では、予算書20ページ、ストックヤード施設運転管理事業に要する経費といたしまして6,291万4,000円を計上し、前年度比較11.6%、654万8,000円の増となっております。増となりました主な要因は、光熱水費の増及び計量システム改造工事として、既に廃盤となっておりますカードリーダー式計量ポストからICカードリーダー式計量ポストに更新及びインボイス制度への対応を図る経費を計上したことによるものでございます。

以上、款3、衛生費全体といたしましては、7億5,305万3,000円の計上でございます。

続きまして、款4、事業費、項1、事業費、目1、ごみ処理施設改修事業費では、予算書21ページ、ごみ処理施設改修事業及び附帯施設改修事業に要する経費として1億9,330万3,000円を計上し、前年度比較20.3%、3,260万3,000円の増となっております。増となりました要因は、経年劣化が著しい1号炉耐火物補修工事に要する経費として3,044万4,000円を計上したことによるものでございます。

次に、目2、埋立処分事業費では、廃棄物埋立処分事業及び廃棄物搬出事業に要する経費として8,628万1,000円を計上し、前年度比較5.6%、510万7,000円の減となっております。減となりました要因につきましては、焼却対象量の減少により焼却残灰発生量が約400トン減少する見込みとなったことによるものでございます。

次に、目3、リサイクルプラザ改修事業費では、予算書22ページリサイクルプラザ改修事業に要する経費として5,705万1,000円を計上し、前年度比較8.9%、464万3,000円の増となり、その要因は工事項目の変動によるものでございます。

以上、款4、事業費全体といたしましては、3億3,663万5,000円の計上となっております。

続きまして、款5、公債費、項1、公債費、目1、元金で、長期債償還元金として、政府債11件、縁故債2件、計13件の元金償還に3億2,362万6,000円を計上し、前年度比較0.4%、121万円の増となっております。目2、利子では、長期債償還利子として元金同様、計13件の利子償還に加え一時借入金利子に要する経費、合わせまして457万8,000円を計上し、前年度比較12.4%、64万8,000円の減となっております。款6、予備費につきましては、前年度同額の400万円の計上

とし、歳出予算総額といたしまして15億8,940万6,000円となっております。

引き続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

款1、分担金及び負担金、目1、市町分担金では12億8,751万2,000円を計上し、前年度比較11.7%、1億3,492万5,000円の増となっております。増となりました主な要因は、電気料金単価の高騰による物件費及び普通建設事業費で増額となったことによるものでございます。また、分担金の市町別内訳につきましては、予算書の32ページに記載をしております。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、使用料では、土地等の敷地占用料として15万1,000円を見込むと共に項2、手数料、目1、手数料では、ごみ処理手数料として1億6,899万円の収入を見込み、使用料及び手数料の総額は1億6,914万1,000円となり、前年度比較3.2%、555万8,000円の減となっております。

使用料及び手数料の内訳等につきましては、予算参考資料12ページ、使用料及び手数料内訳表に記載をしております。

款3、財産収入、項1、財産運用収入、目1、利子及び配当金では、財政調整基金利子収入で2,000円を見込むと共に、項2、財産売払収入、目1、物品売払収入で鉄・アルミ等の有価物売払収入6,886万7,000円に合わせまして、再生自転車等の売払収入で26万5,000円を見込むことから、款3全体で6,913万4,000円、前年度比較19.1%、1,106万7,000円の増となっております。増となりました要因は、上向き景気や経済によりまして、資源の需要が高まっていることから、鉄類やアルミ類及びペットボトルの売払単価が上昇傾向にあるものでございます。

なお、種別ごとの売払料、単価等につきましては、予算参考資料13ページ、有価物売払代金内訳表に記載をしております。

款4、繰入金、目1、財政調整基金繰入金では、3,760万円の繰り入れを行う予定でございます。

款5、繰越金、目1、繰越金では、前年度同額の200万円の計上とさせていただきます。

款6、諸収入、項1、組合預金利子、目1、組合預金利子では、歳計現金預金利子として1,000円を見込むとともに、項2、雑入、目1、雑入では、工芸教室参加料や余剰電力売却分等によりまして2,401万8,000円の収入を見込み、前年度比較56.6%、868万2,000円の増となり、その要因は余剰電力売却料の増加によるものでございます。

雑入の詳細につきましては、予算参考資料15ページ、工芸教室参加料内訳表、16ページ、余剰電力売却料内訳表に記載をしております。

以上が、歳入予算総額15億8,940万6,000円の内容でございます。

最後に、予算書の表紙をおめくりいただきまして、第2条で地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金、借入の最高額は3,000万円と定めております。

以上、令和5年度乙訓環境衛生組合一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

堀内議員。

○堀内古比呂議員 4号議案の13ページの総務費の一般管理費のところなんですけど、地域補償費のことなんですけど、375万を計上されていますけど、1つほどの地域に何のために補償費を払っておられるのか、歴史的経過も含めてお答えいただけたらと思います。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 まず、ただいまのご質問の中でお支払いをさせていただいている地域の関係でございますが、3地域ございまして、1つ目が大山崎町の下植野区になります。2つ目が長岡京市の久貝自治会、3つ目が京都市伏見区の大下津自治会、以上の3地域でございます。この協力金につきましては、昭和46年からお支払いをさせていただいているという経緯がございます。そのときの経緯はあれなんですけど、一応、当時は、し尿処理施設の80キロの処理施設の着工年度が昭和46年であったということから、その時期からスタートしているのであろうという予測を立てているようなところでございます。

○田村直義議長 堀内議員。

○堀内古比呂議員 昔は金額が若干違ったと思うんですけど、ここ最近は毎年金額は同じ金額でしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 金額は、当面は変わっておりませんし、この先も変える予定は今のところはございません。

○田村直義議長 堀内議員。

○堀内古比呂議員 どういった使われ方をされているのか、そこまではご存じでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 一応、協力金という形でお支払いをさせていただきまして、以前の組合議会の方からも用途不明だというご指摘のある中で、各自治会の年度締め決算の写しの方はいただいております。その中で、支出をされているというふうに理解をしております。

○田村直義議長 堀内議員。

○堀内古比呂議員 今、いろいろと経過も含めて聞かせていただいたんですけども、ある程度、いつまでも払うということではなくて期限を設定するとか、そういった話し合

いはされてますでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 3地域につきましては、大体11月、12月、年末に懇談会という形でそれぞれ自治会の方々と私らの方も管理者含めて出向いていきまして、そこでいろいろと日常のご報告をさせていただくということは毎年欠かさずにさせていただいておりますし、まだ具体的に経費をいつまでどうこうするというような具体的な話はまだできてはおりませんが、以前からこういう組合議会の中でそういうご指摘があるということは重々お伝えをさせていただいているというようなところでございます。

○堀内古比呂議員 理解しました。

○田村直義議長 よろしいですか。

○堀内古比呂議員 はい。

○田村直義議長 他にございませんか。

富田議員。

○富田達也議員 今の地域補償費の件について、管理者としてどのように考えていますか。

○田村直義議長 前川管理者。

○前川 光管理者 今、過去の経緯をお話しましたように、50数年経ちます。基本的に、3年前から管理者として懇談のところに参加させていただいて、色んな意見を賜りたいということであって、議会からも地域補償についての色んなご意見が出ているというお話もさせてもらいながら、色んなご意見を聞いて時間をかけながらお話を聞いて、こちらのお話もさせていただきながら、50数年経ちますと当然、当初の方はおられなくて引継ぎなのでなかなか話が進まないという、できたら自分の役員のときに関しては同じ状態でいたいというようなお話を聞いていますし、できる限りこっちも積極的に今まで以上にお話はしていきたいと思っております。

○田村直義議長 富田議員。

○富田達也議員 説明資料でも、費用対効果というふうに積極的に考えていきたいというお話も書いてあったんですけど、その地域補償について費用対効果はどのように考えていますか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、各地域の自治会長さん等に話を聞かせていただきますと、やはり自治会館等の改修費用で一定貯金をしているというようなお話は聞かせていただいているところでございます。通常の自治会事業の経費につきましては、各地域からお預かりいただいております自治会費等々で運営をしているというようなところで、例えば久貝の自治会から前回も聞かせていただいたのが、3年ほど前の台風被害の関係で自治会館の改修があったと、その費用に使わせていただいたというようなことは聞いております。

○田村直義議長 富田議員。

○富田達也議員 費用対効果というのは、組合としてここに事業の375万かけている費用がかかっている、その効果は何なのかということをお聞かせください。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 明確な費用対効果、メリットがあるということはお答えいたしかねる部分があるかと思いますが、近隣の地域の方々と年1回、そういうふうな懇談の場を持って組合の実情であったり地域の実情、生の声をお聞かせいただく機会というのは非常に大事な機会だと思っております。そういったところも含めて、なかなか貨幣化に切り替えるというようなことがなかなか比較するということは難しいですけれども、組合としては一定のそういう場をつくらせていただいて、そういうご意見、生の声を聞かせていただくということが非常に有意義であるという効果であるというふうには考えておるところでございます。

○田村直義議長 富田議員。

○富田達也議員 これ以上やっても、多分、平行線やと思いますので言わないですけど、生の声を聞くのが効果だという話であれば、別にこの地域に限る必要性は全くないと思いますし、どんどん積極的に他の地域でもやっていったらいいのかなと思っておりますので、ここに関しての費用対効果というのは、そろそろないのではないのかなと個人的には思っておりますので、もう少し検討を早急にさせていただきたいと思っておりますし、これは毎回言っていることなので、できればいつまでに考えていくとか、そういった方向性を示させていただきたいと思っております。これは意見でいいです。

以上です。

○田村直義議長 他にございませんか。

小原議員。

○小原明大議員 9ページ、10ページ、一般管理費ですけれども職員人件費が出ていまして、令和4年度は27人おられるところを令和5年度は25人でいかれて、会計年度任用職員を2名採用されるということを伺いました。一方で、12ページのところで採用試験の委託料というのも出ていますので、令和5年度には新規採用はしないけれども、6年度からするのかなというふうに思うんですけれども、このあたりの考え方について教えてください。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 ただいまご質問いただいた件ですけれども、本組合の職員数が今申し上げられましたとおり、本年度27名で本年度末定年退職が2名おりますので25名となります。欠員補充という形をいたしますと、今職員の年齢構成が大変いびつで、40代以上で6割から7割近い年齢構成となっていて、50代が特にこの先に毎年、約4、5年で10名退職をするというようなことになって参りますので、現時点から採用の期間を分散化させまして、この先将来の組合運営に関しましても年齢の均衡を図るというような形の計画を立てておりますので、採用については6年度に計上させていただいて

おります。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 これから連続して退職が出てくるのでということでしたら、その連続して出てくるときに毎度採用していたら、また同じサイクルになってしまうということをおっしゃらば前倒しで今、新規採用をしておいたら分散できるかなと思うんですけど、遅らせるんですか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 令和5年度から導入されます定年延長の関係、それから今後、今基本構想の中で方針として持っております今後の組合運営体制、施設の運営体制を含めた上で、将来の人員の確保、それから年齢の平準化を図るための計画でございます。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました。そうすると、施設の基本構想もありますが、DBOでやっていくというのも含めても、平準化とプラスしてある程度の削減ということも見込まれているのでしょうか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 将来的には、今、構想に掲げさせていただいている全ての施設がDBOに切り替えるとした場合ですと削減ということも1つの考えとして持っておりますが、実際に事業を具体化していく上で具体的に決定していくものですので、現段階では職員数が大変少ないので、当然、欠員を後ろにしているだけではなく、必要な人員を育成する期間を含めた上で分散化という形で計画を立てております。

その上で、建設がこれから計画どおりいきますと、方針どおりいきますと、一時的に集中して参りますので、その期間の人員の補充も含めた中で将来の年齢構成を想定して今計画は立てております。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました。ありがとうございます。また、勉強させていただきたいと思っております。

今、将来的に人員を絞っていく旨のご発言もあったんですけども、別の一部事務組合でも人員的に厳しいのかどうかあれですけども、二市一町からの派遣を受けているところもあったりする中で、今後それぞれの一部事務組合の運営の在り方というのが、今、広域行政のやり方も結構バラエティが広がってきていると思いますので、そういったこともこの乙訓地域でも何らかの検討をしていくこともあるのかなというふうに思ったんですけども、ここで質問することか分かりませんが、何か今後に向けて検討されていることはあるのでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今後の組合の欠員補充につきましては、先ほど総務課長が申し上げたとおりでございますけれども、今ご指摘いただきますように関係市町、また京都府等

への人事交流を含めまして、そういったところも若手職員の育成という視点からすれば必要なことだというふうに考えておりますので、そういったところにつきましては、管理者また副管理者等とお話させていただく中で、今後の方向性は整理をしていきたい、そのように考えております。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました。

それと16ページ、ごみ処理費が出ているところですけども、指定ごみ袋が導入されて、長岡京市で言えば2年、2周回って3周目、3年目ということになってきて、1年目に結構削減がされて、2年目はさすがにそこまでは減らずにということなんですけれども、乙環全体としては令和5年度また6年度、どういうふうに動いていくということを見込んでおられるでしょうか。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 指定ごみ袋を導入されてから、向日市、長岡京市、1年と2年目ですけど、それぞれの市では導入後1年で約12%減少しております。長岡京市では、その後、ある程度一定分別が進んだということで、その後1年で約1.5か2%ぐらいの減少率ということになっております。

今年度も、そのペースで見込んでおりますが、しばらくはこれで一旦数字は落ち着くのかなと、あと特別な施策があったらまた減量になると思いますけど、1%、2%で推移してきてますので、この先5年6年はそれぐらいの推移でいくのかなというふうに思っております。

以上です。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 今、おっしゃった推移でいった場合に、一般廃棄物処理基本計画の目標との関わりで言えばどんなものでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 昨年、作成をいたしました処理計画の中には、今回の指定袋によるごみの減量効果というのは見込んでおりません。ですので、処理計画に比べますと計画以上にごみが減少しているというような状況でございます。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました。ありがとうございます。

○田村直義議長 他、ございませんか。

佐藤議員。

○佐藤新一議員 長岡京市、向日市が指定ごみ袋になって、現実的には減量になっていると、その一方で資源ごみの方が増えているという形になっていて、その部分として乙環にどのような影響が1つ起こっているのかと。

もう1点、先ほど小原さんが人件費のことでお聞きしていたと思うのですが、回答を

聞いていると、将来的な基本構想との関連でということになっているのですが、あちこち飛んで悪いんですけど、監査の報告の中の2ページであったと思うんですけども、契約に関する書類調査の中で随意契約理由になっているという中で、その現場の状況に精通しているとか、施工上の経験・知識を有する業者であるとか、短期間での施工、正常状態への復帰・円滑を行えること等々で随意契約になっているんですけど、どんどんそういうような形で先ほど説明を聞いていると、乙環の職員が減らされていくという、そのための基本構想でもすごい金額を計上してるんですけども、その費用としての人件費の削減とつながっているのではないかなというのが少し気になるところで、以前にもそういう話はさせていただいたんですけども、乙環は全部要らんようになると、全部委託してしまったらいいんやというような形につながるのではないかと、このことをずっと危惧してまして、前にも言われましたけども、専門があって乙環の職員の人を手をつけられへんと、触ったら知らんと言われるという関係もちょっとお聞きしていて、そこら辺の専門的知識を持っている者がいないと、逆に何でもかんでも言いなりにならざるを得ないという構造になっているのではないかなと思うので危惧するところであって、管理者を含め担当の人たちは感じてはおられると思うんですけども、その部分だけ意見として述べておきたいなというように思います。よろしくをお願いします。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 すみません。先ほどの指定ごみ袋の件ですけども、このコスト面での効果、ごみの減量、可燃ごみは減っている、だけど、その他プラスチックは増えているというか分かりませんが、どのぐらいの増え方をしているのか。そして、コスト面でどのような効果があったのかというのは難しいんですか。もし分かればお願いします。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 まず、今のプラスチックの関係でございますが、2月末現在でございますけれども、令和3年度の2月末と今年の2月末を比較いたしますと約40トン、トータルで約40トンというような状況でございます。あと、コスト面でございますが、やはり焼却ごみが減っているということでございますけれども、施設が例えば運転日数が半減するというようなことには、今現状なっておりません。ですので、運転経費につきましては、さほど変わらないような状況でございます。しかしながら、先ほど補正予算でもございましたけれども、焼却灰自体の発生量がやはり400トン以上減ってきておりますので、今、大阪湾フェニックスでトン当たり1万円、ですから単純に400万円が減少していると、また、その運搬経費につきましてもやはり数百万円の減少が見られております。それと余剰電力の売却ということで、一定期間溜める期間をおいて、2炉運転をして減らすというような形での運転計画を作っておりますので、その止まっている期間につきましては、余剰として売ることができますし、購入電力量も抑制ができるというようなことが今の効果であるというふうには考えておりますが、経費が大幅に減るなど、目に見える効果は今のところはございません。

- 田村直義議長 太田議員。
- 太田秀明議員 可燃ごみから離れているその他プラスチック、それはどういう処理をされているんですか。すみません。初歩的なことで。
- 田村直義議長 服部施設業務課長。
- 服部 潤施設業務課長 その他プラスチックにつきましては、回収されてうちで選別、不適物を除去して梱包しまして、容器包装リサイクル協会の方へ渡しまして委託処理してもらっております。
- 田村直義議長 太田議員。
- 太田秀明議員 家庭から出るその他プラスチック、透明の袋とかそういうものですよ。ペットボトルは別ですよ。それと可燃のプラスチックは別。いわゆる家庭から出るその他プラスチックをさらに選別をされているんですか。そこからリサイクルが出てくるという。
- 田村直義議長 服部施設業務課長。
- 服部 潤施設業務課長 分別されて出していただいておりますので、容器包装に係るものにつきましてはそのまま容器包装としてリサイクル協会の方で再生しています。
- 太田秀明議員 容器やね。
- 服部 潤施設業務課長 はい。
- 太田秀明議員 そうじゃない、例えばトレイとか。
- 服部 潤施設業務課長 トレイは、汚れているものは、普通のごみとして出していただいております。白色のトレイです。
- 太田秀明議員 いやいや。いわゆるその他プラスチック、今まで一緒に可燃ごみとして捨てていたものをプラスチック関係はリサイクル分は別にして、汚れたものも別にしてきれいなプラスチックは可燃ごみとしては捨ててないですね。その捨ててない部分はどうされているのかなと思って。それって、リサイクルできないの。
- 田村直義議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 まず、容器包装リサイクル、容器包装プラスチック、対象物となるのがあくまでも容器包装に伴うプラスチックということですので、例えば今おっしゃるトレイであったりカップラーメンの器であったりスナック菓子の袋であったり歯磨きのチューブであったり、そういったものが対象になっております。その中で分別収集されて持ってこられるというものを、うちの施設の手選別の中で汚れているもの、また容器包装以外のものにつきましては手選別で除去をさせていただいていると、除去した後のものを一定の圧縮梱包をして協会の方に引取りをしていただいていると。どうしても、今の市町さんを含めて周知していただいておりますのが、どうしてもきれいに洗浄してもらいたいというのが本心ではあるんですけども、そうしますとまた別の意味の地球温暖化の関係で水を無駄に使うというようなことにもなってきますので、あくまでも簡易な洗浄をしていただいて資源の方に出していただくと。それがどうしても難しいものに

つきましては、燃えるほうに出してくださいというような形での周知を今していただいているというところがございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 その圧縮梱包をしている以外の分は、何割ぐらいなんですか。例えば全体の家庭ごみを出すでしょ。その中で選別をして、一部は圧縮して、それを協会の方に渡すという、それは何割ぐらいなんですか。全体の。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 大体1割から2割程度でございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 ということは、9割近くは可燃物というような形に燃やしているということですね。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 約2割が不適物として除去、汚れている白色トレートかは可燃物として燃やします。きれいなやつだけ、8割が容器包装リサイクル協会に行きます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 分かりました。その効果としては、コスト面でどうかということも6月議会でもよろしいですし、出せたらお願いしたいなというふうに思います。

引き続き、先ほど人件費の話も出たのですが、横文字も出て、なぜ私は行政は横文字が多過ぎるといつも申し上げているのですが、何かおっしゃってましたよね。委託のことですよね。なぜ、日本語で言わないのかという、基本計画も基本構想もそうですけど、あまりにも横文字が多いのではないかと。日本語を使って、(横文字)やったら分かるんですけども、福祉の関係もどんどんどんどんどん日本語がなくなって横文字が増えてきて話もしづらい部分もあるんですが、委託のことで、例えば平成10年には職員の方が52名だったのが、令和5年は25名プラス2名で27名という。そのときに、平成10年のときは委託業者の方が27名、今は何名なのかということ、委託のメリットって実際何なのか。例えば、あまりにも専門性が高いので職員では無理だから委託するケースがありますよね。あるいは、コスト削減のために委託する、それが地方自治体の主流かも分からんですけども、そうすると委託して全体の経費が少なくなったということなら委託のメリットがある。専門性もお願いして、品質、中身の基幹運営等の向上も目指せるということならメリットがあるということですが、委託費が倍ぐらいになっているんですけども、平成10年から比べると、人件費は確かに少なくなっているんですけども委託費が倍になっている。そうすると、この委託費は運転管理委託のみならず、他の委託費も入っているのだからちょっと分からないですけども、今まで職員の方がやっておられるものを委託して、その委託費のコストが職員減と見合うほど下がっているのかどうかというのは、ここに出てないんですよ。全体の委託費は分かるんです。全体の委託費は増えている。その辺はどうなの。それで、それを見て今後どうしようかという話なんで

す。基本構想は、あれ設備の基本構想です。設備の基本構想プラス、運転管理をどうしていくかという話です。運転管理を委託しても、それだけのメリットが出てくるのかどうかを判断しないと、人の配置はできないですよ。だから、これを見て委託費は減ってない、人件費は減ったけどプラスマイナスゼロではなく、若干下がっているということですけども、実際はどうなんですか。管理運営委託のコストと人件費と比べた場合に、どういうメリットが出ているのか分かればお願いしたい。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 大変申し訳ないのですが、金額的なものをちょっと今持っておりますので、分かる範囲でお答えをさせていただきますと、平成10年の職員人数ということですが、本組合につきましては、平成22年度までは全ての施設は直営運転をしていただく。プラザにつきましては、竣工当時から委託をしてる。焼却については、22年までが職員の直営運転をしていただく。平成23年度から5年間は、あくまでも運転のみの委託ということで、メーカー系列以外のところで入札で5年間やらせていただきました。しかしながら、その5年間の期間を見てますと、なかなかメーカー直営ではございませんので運転が乱雑であったり、施設の故障が頻繁に続いたり、なかなかメーカーとの連携がうまく図れないというような状況もございましたので、平成28年度からは三菱系列の業者さんの方をお願いをしているというのが今の実情でございます。

そういったことからいきますと、今、同じ業者さんをお願いしているのは4施設ありまして、まずごみ処理施設で年間ですが1億4,300万、し尿処理で800万、リサイクルプラザで7,000万、ストックヤードで1,650万ということで、この1社で運転委託のみの経費をトータルいたしますと、約2億3,700万の年間の委託経費がかかっているところでございます。しかしながら、組合の職員自体が20名以上減ってきているというような状況からしますと、委託の経費の分については上がってはおりますけれども、組合の全体的なコストで考えると人件費で大幅に減少傾向にあるということで、十分委託のメリットが上がっているというふうに考えておりますし、本組合の集中改革プランの中でも、そういう運転委託に切り替えをするということを前提とする中での改革プランをつくらせていただいて、最終的な職員の削減も含めて計画の中で整理をさせていただいているというようなところでございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 ありがとうございます。そうすると、運営管理委託以外の委託がかなり増えてくるという、数字を見れば、ということになるんですね。例えば当初、平成10年で委託費が1.9億だったのが、管理運営委託だけを見れば2.3億になっていると。だけど、全体の委託費は4億何ぼということになってくると、それ以外の委託が随分増えているということになってくるんです。まあ、そうだと思います。

今、ご回答ございましたけれども、先ほど私が申し上げたように、本当の委託のメリット、人が少なくなるのは先ほど佐藤さんからも出てましたが、職員の数が減るデメリ

ット、そういうのも必ずあると思いますので、その辺の兼ね合いで人員を決めていくということだと思いますので、慎重に検討というか、今後、運営していただきたい。整備基本構想を見ても、基本計画を見ても、人のことは載ってないですね。だから、そこから伺えるかなと思ったけども、伺えないので是非、その辺は管理者も含めて慎重にご検討いただきたいというふうに思いますが、まだ質問してもよろしいですか。

○田村直義議長 ちょっと1時間過ぎたので、休憩を入れます。

ただいま質疑の途中ですけど、5分間休憩させていただきます。

休憩 (午前 11時17分)

再開 (午前 11時22分)

○田村直義議長 それでは、休憩を閉じ続開いたします。

休憩前に引き続き、第4号議案に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 自治体の方で言ったら良いのかもしれないですけど、指定ごみ袋制度できちんと分別する習慣が定着して、まちをごみを減らして美しくしようという機運が非常に高まって、ごみの量がものすごく目に見えて、個別に出します、きちんと分別されているのが分かって大変うれしいです。だけど、外国人の方もたくさん来られまして、シェアハウスなんかで3人ぐらいが男性でお住まいのところとか、来られてしばらくの間はめちゃくちゃになっているわけですよ。近所の人も言おうと思うんだけど、言葉がなかなか通じないし、そんなんできれば引っ越して来られたときに自治体もそうですが、外国の方にも分かるようにきちんとしたほうが、明文化してそういうパンフレットを作るとかしてもらったほうが助かるなと思ひまして、国際化の時代でいろんな多様性社会の中で、90歳の女性が社長になられたりとか、世界を渡られる時代とか、そういう今の時代ですので、以前ダイエーの社長さんが英語ができて何語ができるかということ時代やというのを、30年ぐらい前に言うてはりましたけど、英語になるべくしてほしい。世界の方がお越しになる京都ですので、そうでないと到底、世界の流れについていけないと思いますので、なるべくほとんど英語で若い方分かるので、他のフランス語やいろんな中国語やらみんな他の言葉を習っておられる時代ですので、英語は当たり前ですので是非、そういうふうに外国の方にも分かるような表示をやっていただけたらありがたいなということを要望いたします。

○田村直義議長 要望でよろしいですか。

○飛鳥井佳子議員 はい。

○田村直義議長 他、ございませんか。

太田議員。

○太田秀明議員 今の飛鳥井さんの意見にも関係するんですけど、そこで今の飛鳥井さん

の意見を乙環で受けるべきかという質問なんですけど。というのは、基本計画の中に意識の啓発は構成団体にと、専ら乙環は適正処理に回るというふうに書いてあります。そこで今、飛鳥井さんがいわゆる構成団体の責任の話をされました。ところが、乙環の規約には意識啓発も挙がっています。乙環の条例、規約の中に。それは、もともと入ってなかったんですけども、平成何年か忘れましたが、途中で住民の責務並びに意識啓発も入れたんです。そこから、構成団体と乙環の責務が変わってきたと思う。だから、構成団体の責務も担う乙環になってきたんです。そうすると、先ほどの基本計画の前段にある話は違うなということになってくるんです。それを見ていて、私は危機に感じたんです。だから、意識啓発とかは構成団体、乙環は適正処理に回ると、処分をすると、その辺の姿勢はどうなんですか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 まず、本組合の設立規約から申し上げますと、今ご指摘いただきますとおり、各市町の方はごみの収集、本組合の方が中間処理、最終処理と施設の維持管理というのがうちの組合の規約、また各市町さんとの責任が分かれているところになってございます。しかしながら、啓発の部分につきましては、あくまでも組織としては別の組織になっておりますが、乙訓地域の中で収集を担う責任の部分、また施設の維持管理、適正処理の責任の部分というのは、十分手を取り合う中で協力をしてくとということが大前提になってこようかと思っておりますので、そういった部分も完全に線を引くということではなくて、それぞれの責任の部分は十分確保しつつ、協力のできる範囲の中で協力をしてくと。また、ごみの啓発の関係につきましても、組合のできる範囲の中でそういう意識啓発についても携わっていきたくと、そのように考えております。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 条例に則ってやらなければならない責務があるとしたら、徹底してやらなあかんですよね。私はそう思うんです。ですから、半々ではなくて、乙環は乙環、構成団体は構成団体で100%のエネルギーを出すということにしないと、住民はなかなか乗ってこない、啓発されない。お互いに中途半端だったら啓発されないということになりますよね。あっちがやるだろう、こっちがやるだろうではないと、お互いに責任を持ってやっていただきたいなど。私は今、中途半端やと思うんです。ですから、例えば広報費でも350万かけていると、それは少ないのではないかと。啓発のためなら、私は少ないと思う。もっとかけるべきかどうかという話です。だから、その辺のことも構成団体ときっちり打合せをして、啓発のことは打合せをしてやるべきやというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

反論はやめてください。

○田村直義議長 飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 反論じゃないですけど、外国の方も皆様税金を納税しておられますし、分かりやすくするというのは当たり前のことだと思います。どこの自治体も。要望とい

たしまして、とにかく併記しているところもたくさんありますよね。いろんなところで、英語も日本語も他の国の言葉も並んでいるというのが、グローバル化の今の時代当たり前だと思いますので、そういうことを心がけてほしいということで、どこでもご要望してますことですが、是非そういうふうに、神戸なんかはほとんど外国の方と交流がよくおありなので、そういうふうな町に、これから文化庁ができる京都ですので、是非よろしくお願ひしますということをお願いさせていただきます。

○太田秀明議員 私の意見とあまり関係ないですね。引き続き、他の人があれば。なければ。

○田村直義議長 他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○太田秀明議員 すみません。よろしいですか。

ごみの減量、コスト削減と基本計画にも書いてあるんですけども、非常に難しいですよ。昨年度、衛生費で6,000万増、それは、いわゆるインボイスのシステム変更と電力とおっしゃってました。その他に何か上がっているものってあるんですか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回、事業費の中でごみ処理施設改修事業費の中で、1号炉の耐火物の補修工事が3,000万ほど新たに上がっているという内容でございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 管理事業費には入ってないでしょ。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 衛生費の方には入っておりません。事業費の方に入っております。

○太田秀明議員 ですから、この6,000万増になって、電力とインボイスの関係以外にどのぐらいあるのかなという質問なんです。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回、電力料で上がっているのみ、それとインボイスに係る財務会計の改造と埋立地の計量器の改造、それと、こちらのごみ処理施設の方の改造委託の関係のみでございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 その金額が幾らかなと思って。トータルでいいですよ。それ以外のトータル、ざっと3,000万やったら3,000万。細かいのは要らない。

○河野一武事務局長 まず、総務費の関係でございますが、財務会計システムの改修委託で約99万円上がっています。それと合わせまして、埋立地の方の計量の方の改造事業で1,166万円上がっております。電力費で約6,400万円というところでございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 どちらにしても、乙環でこれ以上コストを下げていくというのは非常に

難しいかなという感じがするんですけど、それを今後、自主財源を確保していくという言葉で経費を下げて収入を得る、そしたら使用料を上げていくのかという話になってきますし、その辺はどういうふうな運営方法、非常に難しいですね。こうしますというのは、なかなか難しいかも分かりませんが、委託費も含めて再検討する必要があると思うのですが、その考え方だけ今後どうされていこうとしておられるのか、お伺いします。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、現状で組合の自主財源で3億ほどは自主財源としてごみ処理手数料であったり、諸収入で3億ほどの収入がございます。逆に、それ以外の部分については市町分担金で補っていただいているというのが実情でございます。そうしますと、約80から85%が分担金になってくるというのが実情になっておりますので、実際の85%部分をいかに下げていくかというところ、また、その自主財源という部分をいかに伸ばしていくかというところでございますが、どうしても今ご指摘いただきますとおり、管内の事業系のごみの量において減りつつあるとなっているというのが実情でございます。そうすると、逆に増やすとなれば単価を上げるしかないということにもなってきます。そういったことが、またいかなものかというところも出てきますし、また有価物の売払い代金、これも本組合がどうこうというよりは社会情勢が左右されるような結果にもなってくるものでございます。そうすると、今ご指摘いただきますとおり、本来の経費をいかに下げていくかというところが肝になってくるというふうには考えておりますので、そういった部分につきましてはできる限り、無駄な部分についてはスリム化を図っていくということは今、現状もしておりますし、また今後もそういった視点を十分肝に銘じながら予算の方も作成の方をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○太田秀明議員 ありがとうございます。まだ、引き続きよろしいですか。あと2点ほどあるんですけど

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 随契の話も出ましたけれども、前から申し上げているように、随契の中の理由書、これは理由書が公表されてるものとなないものがあるんです。随契でも全てが公表されるかというところではないと思うのですが、理由書を全部つけるべきだと思うんですけど、それは条例規則に則ってという話ですが、いかがですか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 随意契約、今、公表させていただいておりますのは、組合の契約規則に基づきまして、地方自治法施行令167条の2第1項第3号及び第4号、どちらかの契約の場合のみ公表するように規定しておりますので、それに基づいて公表させていただいております。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 公表してありますが、理由書はついているものについてないものがあります

よね。それは、全部つけるようにしていかなければ、これは条例規則に則ったという話なので、その辺のことはいかがですか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今、公表させていただいてますが、今申し上げた随意契約、それから130万以上の工事で随契になったもの、それぞれ理由書はつけさせていただいているかと思いますが。

○太田秀明議員 ごめんなさい。ほんなら僕の勘違いで、理由書がついてない部分については、それで妥当ということですか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 随契にも記載はさせていただいていると思いますが。

○太田秀明議員 いや、ついてないんですよ。何点か。ごめんなさい。WEB上の話です。それは、つけなくてもいいのかということではないですよ。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 入札の結果の8号随契の分をおっしゃっておられますでしょうか。

○太田秀明議員 どれかは、ちょっと覚えてないです。

○古賀一徳総務課長 例えば、プラントの工事でメーカーの特別随契する場合などは全て理由書をつけさせていただいております。

○太田秀明議員 随契の結果です。

○古賀一徳総務課長 当初から随意契約をさせていただくものについては、理由をつけさせていただいております。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 そしたら、もう一回見ていただいたら、ついてないやつがありますので、是非確認をして、もしついてないやつがあれば私の見間違いなんかないと思いますが、何回も見ているから、つけていただきたいなというふうに。

あと1点だけ、すみません。前から、こうすべきだなというふうに私の心の中で思っているんですけども、こちらに3組合、事務組合があるわけなんですけれども、管理者、副管理者が出席されてますよね。副管理者が出席する必要があるのかなということなんです。管理者は、議案説明で必ず出たいただかなければならないと思うが、副管理者はその必要性はないのではないかな。そして、3組合で日程の取り方がなかなか難しい、そんな中で私は、事務組合は管理者だけが出席すればいいんじゃないかなというふうに思うんです。その根拠として、例えば乙環は副管理者の職務・職責は何かなど、何も謳ってない。私のミスかも分からないですけど。例えば、管理者に事あるときは事務局長に決裁権が回ることなんです。そしたら、副管理者は何なのという話です。3事務組合で、副管理者に決裁権が回るのは消防組合だけなんです。そうすると、副管理者の職務・職責は何かということになって、そこは抜けていると思うんです。ですから、首を振らないでください。ちゃんと条例規則を見て後で発言してください。

どういふことですか。非常に大切なことなんですよ、これ。一々首を振らないでください。その辺は、管理者どう思われます。

○田村直義議長 前川管理者。

○前川 光管理者 正直言いますと、今おっしゃったことに関しては過去、検討した経緯はないと思っておりますし、過去の経緯で言うと、視察なんかでも副管理者も全部行っていた状態のときもありましたけど、今は管理者だけ視察に付き添いで行っているという状態なんですけど、ご指摘の件も含めてお話ししてなかったので、3役で1回話をさせていただきたいと思います。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 例えば、委員会なんかは委員長は出席要請しますよね。ここは議長が出席要請、形としてはされていると思うんですけど、出席義務はないんですよね。変な話。我々はあまり気付かないですけども、出席義務はないです。議案説明義務も、それは議案を説明してくださいと要請があつて初めて議案を説明することになるんですよね。

だから、極端なことを言えば理事者なしでここだけで議論できるかも分からん。あまり詳しくは調査してませんけども。そういう意味で、我々は今までずっと長年続いてきたことがいかにも正しかったかのように錯覚してしまうんです。ですから、例えば、いつも日程を取るのに大変、それは3首長同時に3か所同じように動くというのは大変です。ですから、それは改めるべきであつて、乙環は副管理者と管理者の会議が最高決定機関というふうに記載しています、それ以外の職務はないです。そうすると、それがあつてもなくても私は管理者だけでそれは十分説明できると思うので、それは3組合そうされたらいいのではないかな。消防なんかは、幹部会議が最高決定機関で、管理者・副管理者は入ってないですよ。だから、その辺のことも含めて3組合の条例規則を一回見直していかないと、いびつのままずっと続けることは好ましくないなというふうに思いますので、敢えて議会構成でもそうです。やはり、組合の議会となると遠慮があるからあまり言わない。だから、審議時間もどうしても短くなる。むしろ、組合議会をやめて各構成団体で議案審議をするという形のものをとったほうが良いのではないかなというふうに、私は長年来させていただいてそう思っているんです。ですから、自分のところの構成団体の議会の中で審議していくという形のもので、より乙環や3組合にはプラスになるのではないかな。どうしても、言葉は悪いですけど、寄り合い所帯はお互いに遠慮がある。それは管理者も含めてだと思えますけど、その辺のことも是非ご検討いただきたいなというふうに思います。

○田村直義議長 前川管理者。

○前川 光管理者 太田議員の1つの提案として、3役会議で一回お諮りしたい。ただし、現在、3つの組合に関しては、それぞれ大事な組織でございますので、情報が参加することによって直接入ってきますし、職員もそれぞれ3つの職員から来ていますので、できる限り直接情報が入ったほうが良いというような考えも持っていますので、1つの提

案として3役会議で一回お話しさせていただきます。

○太田秀明議員 ありがとうございます。

○田村直義議長 よろしいですか。

他、ございませんか。

佐藤議員。

○佐藤新一議員 時間が迫っていて悪いんですけども、ちょっとお聞きしたいのですが、乙環で情報を持っておられたら教えていただきたいんですけども、今ゼロカーボンを目指そうというような形の中で国の施策に合わせるような形で、向日市の上植野地域でプラスチック処理工場建設、燃料にするというのを私、説明を聞いたことがあるんですよ。正式名は、ちょっと忘れて申し訳ないんですけど、その場所をずっと見ているんですけど全然工場が建つという雰囲気ではなくて、もともと借地を使って建設するということになっていたんだけど、見ていると全然鉄板を引いたままで動いてないような状況やって、もし乙環で情報、安田市長の方がつかんでいるかも分らないんですけども、向日市と長岡京市と京都市内、それこそ本当のぎりぎりのところなんですけど、ずっとそこが変化がないので、もし情報を持っておられたら教えていただきたいなというお願いです。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまの情報としては、本組合としては何も今持っていないというのが実情でございます。今、佐藤議員がおっしゃるように、私も国道を走っておりますと空き地のまま何もやってないというのもありますので、どうなるんやろなというふうには思っていたところなので、具体的な情報は何も一切持っておりません。

○佐藤新一議員 ありがとうございます。

○田村直義議長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第4号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第4号議案「令和5年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について」は、原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午前 11時47分)

再開 (午前 11時50分)

○田村直義議長 それでは、休憩を閉じ続開いたします。

先ほど、飛鳥井佳子議員、富田達也議員及び山中一成議員から、乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○

○田村直義議長 ご異議なしと認め、日程9、第5号議案「乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

飛鳥井佳子議員。

○飛鳥井佳子議員 ただいま議題となりました。第5号議案「乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」その提案理由をご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の執行機関などに適用される共通ルールが定められたところではありますが、この改正個人情報保護法では、地方公共団体の議会は共通ルールの適用対象外としているため、乙訓環境衛生組合議会が保有する個人情報を保護し、また乙訓環境衛生組合の実施機関と差異を生じないよう適正な取り扱いを確保するため、必要な事項を定めた条例を制定しようとするものであります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

○小原明大議員 すみません。述べさせていただきます。

2号議案と同様の理由によりまして、留保させていただきたいと思っております。

○田村直義議長 他、ございませんか。

(「留保」の声あり)

○田村直義議長 ここで、佐藤新一議員、小原明大議員、堀内古比呂議員は、退席をお願いいたします。

(佐藤新一議員、小原明大議員、堀内古比呂議員 退席)

○田村直義議長 第5号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第5号議案「乙訓環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何か他にございませんか。

ここで、安田副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

安田副管理者。

○安田 守副管理者 議会の後の大変貴重なお時間をいただきまして、申し訳ございません。議長からお許しをいただきましたので、私、任期最後の議会となりますのでご挨拶させていただきたいと思います。

8年間、副管理者をさせていただいたんですけど、この最後の数年はロシアのウクライナ進攻や、それに伴う資源が高くなって電気代がすごく上がったり、また指定ごみ袋でごみの量が減ったりとか、割と大きな動きがあった数年だったと思います。

これから、私たちはゼロカーボンに向かって進んで行かなければならないので、今後の新しい炉でありますとか、そのごみの処理の仕方でありますとか、ものすごく検討しなければならない課題が多いと思います。是非、皆様方、一生懸命、私もそうですけど頑張っってやっっていかなければいけないなと思っております。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○田村直義議長 ありがとうございました。

これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会令和5年第1回定例会を閉会いたします。本日は、ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時56分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 田村直義

乙訓環境衛生組合議会議員 飛鳥井佳子

乙訓環境衛生組合議会議員 徳本修司